平成２６年（フ）第６６号
山口県下松市旗岡１丁目４番１号　県営住宅35棟502号
債務者　寺尾　純子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第１１８０号
名古屋市北区東水切町２丁目23番地の１
債務者　渡邉　岩雄
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７４号
釧路市春採３丁目１番13号
債務者　佐々木正二
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１１２８２号
東京都杉並区高井戸東３丁目18―５―105
債務者　植原　二臣
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３３８号
東京都北区十条仲原１―９―10―202、住民票上の住所埼玉県熊谷市銀座４丁目２―19―410　熊谷団地
債務者　小倉　孝介
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３４１号
東京都豊島区上池袋１丁目11―３―102
債務者　矢冨　恵司
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３５０号
東京都練馬区下石神井５丁目８―17―203
債務者　桑原　健司
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３６１号
東京都練馬区豊玉上１丁目９－５　ｈａｃｏｄｅ　エコタ　キいろ号室
債務者　久保田早智
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３６２号
東京都豊島区駒込１丁目24―６―301
債務者　石井　文吾
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３６３号
千葉県市原市奉免219―１―１―106
債務者　實川　正昭
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３７３号
千葉県習志野市実籾２丁目41―23―201
債務者　石原　　大
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３７４号
東京都葛飾区青戸１丁目５―４―206
債務者　水嶋　範子
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３９２号
東京都福生市大字熊川1148―13―203
債務者　梅村　　剛
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３９４号
東京都多摩市連光寺１丁目７―11　モンシャトーミユキＢ102
債務者　上野　尊人
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３９６号
東京都練馬区上石神井３丁目34―21―403
債務者　渡邊　　進
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部